

令和4年度に予定される主な制度改正について

1 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置

未就学児の国民健康保険料（税）について、被保険者均等割額の5割を軽減し、その減額相当額を公費で負担。

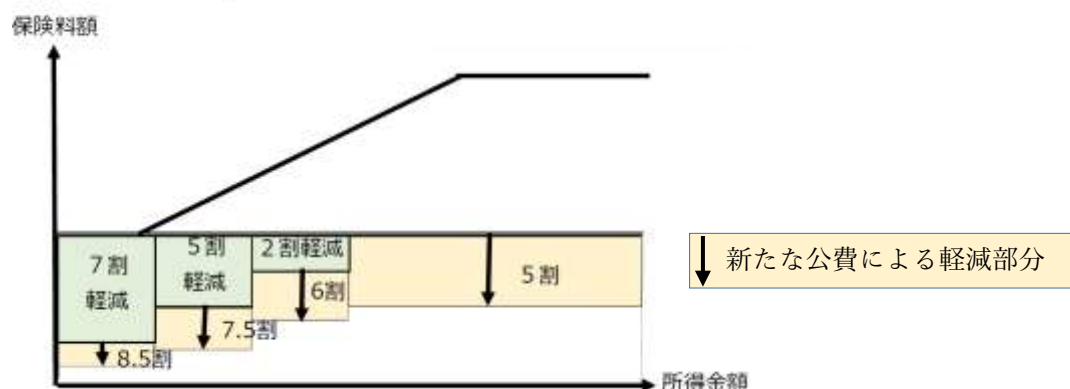
軽減対象者：全世帯の未就学児

負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

施行期日：令和4年4月1日

※7・5・2軽減対象の未就学児の場合、軽減後の保険料（税）が5割軽減される

【軽減イメージ】

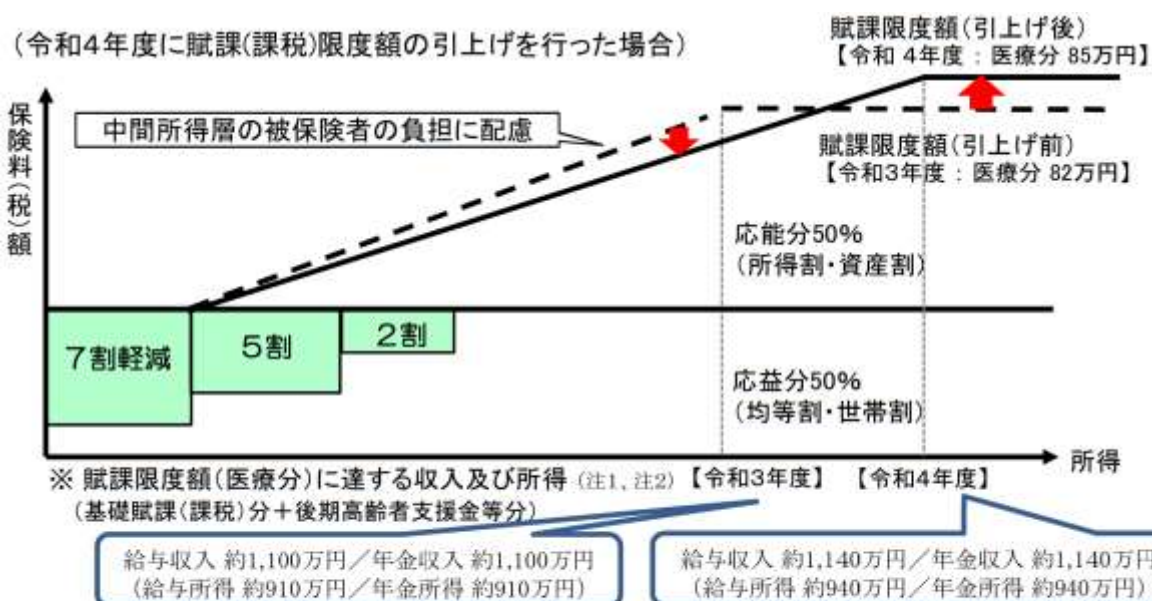


2 国民健康保険料（税）の賦課限度額の引き上げ

国民健康保険料（税）の基礎賦課（課税）限度額について、現行の63万円から65万円に2万円引上げ、後期高齢者支援金等賦課（課税）限度額について、現行の19万円から20万円に1万円引上げ、介護納付金賦課（課税）限度額は現行の17万円に据え置き。（合計99万円から102万円に3万円引上げ）

R3年度内に地方税法施行令等が改正され、それを踏まえて各自治体で条例を改正。

施行期日：令和4年4月1日（予定）



(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

(注2) 保険料率等は、旧ただし書+4方式を採用する令和元年度全国平均値で試算。【令和元年度】所得割率 8.66%、資産割額 12,340円、均等割額 30,526円、世帯割額 27,361円。同様の考え方で令和4年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約1,340万円/年金収入約1,340万円、2方式の場合には給与収入約1,120万円/年金収入約1,120万円。

(出典:R3.10.22 第146回社会保障審議会医療保険部会資料)

3 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

週労働時間 20 時間以上などの要件を満たす短時間労働者を対象とする被用者保険の適用が、令和 4 年 10 月から 100 人超事業所に拡大。(現行は 500 人超事業所)

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険(年金・医療)の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (2016年10月～)500人超の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ② (2017年4月～)500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)
- ③ 今回の改正では、50人超規模の企業まで適用範囲を拡大。(500人超(現行)→100人超(2022年10月)→50人超(2024年10月))



(出典:厚生労働省年金局資料)